

## 矯正施設を耐震改修し、大規模地震による被害を軽減する

## 【対策】27 矯正施設の防災・減災対策

対策概要：災害時における職員、被収容者の生命・身体の安全確保はもとより、被収容者の逃走などを未然に防止するため、旧耐震基準施設の建替えを促進し、耐震改修を進めるとともに、新耐震基準施設の長寿命化の検討を行う。

府省庁名：法務省

## 【事例】富山刑務所の庁舎等の耐震改修工事

- 実施主体：法務省（富山刑務所）
- 実施場所：富山県富山市
- 事業概要：全国276庁の矯正施設のうち約40%が現行の耐震基準制定前の建物であり、早期対策が必要であった。現行の耐震基準を満たし、大規模地震による被害を未然に防止するため、庁舎等の耐震補強を実施した。
- 事業費：1.22億円  
（うち5か年加速化対策（加速化・深化分）1.22億円）
- 効果：令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震では、富山市で震度5強を観測したが、**建物及び人的被害は発生せず**、災害時においても、**職員、被収容者の生命・身体の安全を確保するとともに、被収容者の逃走などの保安事故を防止**することができた。

<庁舎の現行耐震基準を確保（鉄骨造の耐震ブレースの設置）するための耐震補強>

対策前



対策後



<処遇事務所の現行耐震基準を確保（鉄筋コンクリート造の耐力壁に改修）するための耐震補強>

対策前



対策後

